

令和4年12月農業委員会総会議事録

令和4年12月23日午後3時00分、令和4年12月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 25名

1番	金田	公隆	委員	2番	藤田	善明	委員	3番	岩谷	裕子	委員
4番	佐藤	修司	委員	5番	川村	陽彦	委員	6番	須藤	秀人	委員
7番	種澤	達也	委員	8番	町田	高司	委員	9番	石岡	千鶴子	委員
10番	三上	浩太	委員	11番	小林	政貴	委員	12番	小田桐	明	委員
14番	福士	章逸	委員	15番	小嶋	勇成	委員	16番	木村	芳文	委員
18番	成田	繁則	委員	19番	佐藤	剛郎	委員	20番	大湯	茂八郎	委員
21番	戸澤	幸彦	委員	22番	高橋	貴志	委員	23番	田村	眞裕美	委員
24番	成田	毅	委員	25番	堯森	弘義	委員	26番	前田	優考	委員

欠席委員 2名

13番	石岀	人志	委員	17番	平井	秀樹	委員
-----	----	----	----	-----	----	----	----

出席事務局 9名

事務局長	吉田	秀樹	事務局次長	佐藤	祝幸
事務局次長補佐	伊藤	靖記	事務局主幹	高橋	秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田	明人	事務局主幹兼総務係長	高木	一誠
事務局農地利用促進係長	藤田	智恵子	事務局岩木分室総括主査	浅利	敏江
事務局主事	大浦	空			

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議事

議案第128号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第129号 農地転用許可に係る意見について

議案第130号 農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について

議案第131号 農用地利用集積計画の決定について

議案第132号 農用地利用集積計画策定の要請について

議案第133号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第43号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第44号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

報告第45号 特定農地貸付けの承認の取消しについて

報告第46号 非農地の判断について

事務局次長

ただいまから令和 4 年 12 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 13 番石岡人志委員、17 番平井秀樹委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。9 番石岡千鶴子委員、10 番三上浩太委員、12 番小田桐明委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 128 号を議題といたします。議案第 128 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 128 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 4,641 m²、畑 4 件 27,707 m²、合計 5 件 32,348 m²であります。また、使用収益権関係では、田 12 件 73,249 m²、畑 7 件 39,586 m²、合計 19 件 112,835 m²であります。さらに、第 3 条第 3 項関係が、田 1 件 4,322 m²、であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 12 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、藤田善明委員、佐藤修司委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 1 件についての事情聴取を行いました。6 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 151 番について申し上げます。借受人は、10 年以上市内の農園に勤務しておりましたが、今後は独立して農業に携わりたいということから、知人の協力を受け、本申請に及んだと申し述べておりました。ミニトマト栽培は一通りの作業を経験しており、今後も、農協及び知人の指導の下、同様にしてミニトマトを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。なお、取得後の経営面積については、下限面積である 50 アールに達しませんが、農業用ハウス 4 棟を活用した施設栽培を行うものであり、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである」と認められるため、許可相当と判断しました。13 ページをお開きください。農地法第 3 条第 3 項の使用収益権関係、受付番号 3 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請については、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であ

調査委員長	ると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議　　長	それでは、議案第 128 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	議案第 128 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 128 号については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 129 号を議題といたします。議案第 129 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15 ページをお開き願います。議案第 129 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畳 1 件 244 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 11 番は、農地区分が第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「農業用施設」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議　　長	それでは、議案第 129 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)

議 長	議案第 129 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 129 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 130 号を議題といたします。議案第 130 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 130 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 2 件 419 m ² 、畠 1 件 2,368 m ² 、合計 3 件 2,787 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 20 番は、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「周辺居住者の業務上必要な施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、代替地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。受付番号 21 番、22 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 130 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 130 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 130 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 131 号を議題といたします。議案第 131 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 23 ページをお開き願います。議案第 131 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 19,530 m²、畑 4 件 28,546 m²、合計 8 件 48,076 m²であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 3,162 m²、畑 2 件 189,425 m²、合計 3 件 192,587 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長 本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。28 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 63 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。27 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 61 番、62 番及び 28 ページ受付番号 63 番については、利用権の再設定による農地の貸借であります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、議案第 131 号についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 議案第 131 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないと認め、議案第 131 号は、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第 132 号を議題といたします。議案第 132 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 29 ページをお開き願います。議案第 132 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 3 件 11,297 m²であります。また、使用収益権関係では、畑 1 件 1,355 m²であります。今回提出されました 4 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 3 件、貸借 1 件が整ったものであります。以上であります。

議 長 利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

	(なし)
岩谷裕子委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(岩谷裕子委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 31 ページ、所有権関係、受付番号 66 番、32 ページ使用収益権関係、受付番号 16 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 132 号のうち、所有権関係、受付番号 66 番及び使用収益権関係、受付番号 16 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 132 号のうち、所有権関係、受付番号 66 番及び、使用収益権関係、受付番号 16 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。岩谷裕子委員の着席をお願いします。
	(岩谷裕子委員着席)
議長	それでは、議案第 132 号のうち、31 ページ、所有権関係、受付番号 64 番及び、65 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 132 号のうち、所有権関係、受付番号 64 番及び、65 番については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第 132 号のうち、所有権関係、受付番号 64 番及び、65 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、議案第 133 号を議題といたします。議案第 133 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	33 ページをお開き願います。議案第 133 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 2 件 6,983 m ² 、畑 1 件 2,285 m ² 、合計 3 件 9,268 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	35 ページをお開きください。受付番号 4 番及び 36 ページ受付番号 6 番につきましては、農地法第 41 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、青森県知事から公益社団法人あおもり農業支援センターに対し、利用権を設定すべき旨の裁定がなされた農地について、農地中間管理機構である

調査副委員長	公益社団法人あおもり農業支援センターからこれまで耕作してきた扱い手に再度利用権を設定するものであります。受付番号 5 番につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である 公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな扱い手に貸し付けられるものであります。以上、申し上げた内容につきましては、議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 133 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 133 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないと認め、議案第 133 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。
	次に、報告第 42 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	37 ページをお開き願います。報告第 42 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 10 件 49,069 m ² 、畑 10 件 49,493 m ² 、合計 20 件 98,562 m ² であります。なお、届出理由につきましては 39 ページから 41 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 42 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	次に、報告第 43 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	43 ページをお開き願います。報告第 43 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が畑 2 件 603 m ² であります。なお、届出理由につきましては、45 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 43 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	次に、報告第 44 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長	47 ページをお開き願います。報告第 44 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 40,483 m ² 、畑 5 件 25,308.64 m ² 、合計 14 件 65,791.64 m ² であります。なお、解約理由につきましては、49 ページから 50 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 44 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	次に、報告第 45 号「特定農地貸付けの承認の取消しについて」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	51 ページをお開き願います。報告第 45 号は、「特定農地貸付けの承認の取消しについて」であります。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第 4 条第 3 項の規定に基づき、特定農地貸付けの承認を取り消しましたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 3 筆 6,992 m ² であります。本件につきましては、農地所有者が、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律を活用して、平成 16 年 12 月から市民農園を開設してきましたが、利用者の減少や自身の体調不良のため、市民農園の継続が困難となったことから、特定農地貸付けの承認の取消しの申出書が提出され、11 月 14 日付けで承認を取り消したものであります。以上であります。
議 長	報告第 45 号について、御質問等ございませんか。
石岡千鶴子委員	はい。
議 長	はい、9 番、石岡委員。
石岡千鶴子委員	特区の建物とか、広い面積で市民農園とか建物建っている時なんですが、取り消した場合、その後はどういう取扱いになりますかね。
議 長	はい、事務局。
澤田事務局主幹	その跡地はですね、自身で野菜とラベンダーを作付けするということです。市民農園の所はですね。
議 長	はい、石岡委員。
石岡千鶴子委員	当初もここ、すごく広くて、いきなりシンデレラ城みたいなものが建って、なんだなどと注目を浴びた所で、そこを国の特区でやったんだということで、本人も呼んで、色々事情を聞いたという経緯があろうかと思ってるんですが、特別じゃあやめましたとなると、今まで通りにやめたという届出だけであって、野菜も作る。喫茶店もやってるんですね、なのでその届出しただけであって、後は全然変わらないような営業をやるということですか。
議 長	はい、事務局。
澤田事務局主幹	その建物については、農振除外を平成 10 年にしています。あと、転用の許可も平成 10 年にしています。そして完了報告が平成 16 年に行って、そこで宅地になっております。農地ではないので、農業委員会としては、今は関与していない

澤田事務局主幹	です。登記も、宅地になっています。以上です。
議長	よろしいですか。石岡委員。
石岡千鶴子委員	なんかすごいあの、農地の中の一角というところで、それが今現在宅地になっているということは、ある意味特区というその手法を使えば、農地でもやがては宅地になるという事例にはなりませんかね。そうなると下水道も水道も通っての宅地になっているということですね。
澤田事務局主幹	下水道まではちょっとわからないんですけど。
事務局次長	はい、ただいま特区というお話ありましたけれども、特区につきましては、市民農園を開設するために平成16年の時に特区を使って行っています。市民農園の開設の時には。そして建物の方はですね、通常の農地法第5条の許可を受けて行っているものです。ですから、特区とは別な考え方になります。
石岡千鶴子委員	じゃあ、市民農園はやめて野菜作ると、普通の農地のように扱うんだという理解でよろしいですか。
事務局次長	はい。今後農地法の規制は続きますので、畑については通常の農地法に従います。
石岡千鶴子委員	はい、わかりました。
議長	はい、他にありませんか。
	(なし)
議長	では次に移ります。次に、報告第46号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	53ページをお開き願います。報告第46号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条による利用状況調査において、地区を担当する3名の委員が、「農地法の運用について」第4(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畠6筆37,099m ² であります。以上であります。
議長	報告第46号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻：15時41分]